

議員対応資料 特認校制度

平成 27 年 1 月 19 日 中央教育審議会 初等中等教育分科会 資料 2-2

【特認校制度】 文部科学省

## 1 学校選択制

学校教育法施行規則第 32 条第 1 項に基づいて、保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。

ア<自由選択制> 当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの  
イ<ブロック選択制>

当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの  
ウ<隣接区域選択制>

従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの  
エ<特認校制>

従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの

オ<特定地域選択制>

従来の通学区域は残し、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

## 2 就学校の変更及び区域外就学

### (1) 就学校の変更 (学校教育法施行令第 8 条)

市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができる。

### (2) 区域外就学 (学校教育法施行令第 9 条)

関係市町村教育委員会間の協議が整えば、他の市町村等の学校にも就学することができる。

【美濃加茂市】 エ<特認校制度>

## 1 就学に関する諸条件

●特認校の趣旨に賛同する保護者の責任と負担により通学すること。

(子どもの安全確保や学校・地域との関わりを大切に)

●特認校の P T A 活動に保護者は積極的に参加すること。

●特認校のある地域の活動に保護者は積極的に参加すること。

●募集定員=在校生と合わせて 1 学年 17 人までとする (※17 人を超える場合は抽選)。

●在学期間=原則卒業まで在学すること。

●就学の開始=原則年度当初から就学すること。

●卒業後の進路=居住地の中学校を基本とする (※希望により小規模特認校区の中学校も可能)。

## 2 事務の流れ

10 月 申請書の受付開始 翌年 4 月に新 1 年生～新 5 年生になる児童

10 月 就学時健康診断

10 月～12 月 校長・教育委員会との面談

1月 小規模特認校入学可否決定・入学先通知

4月 小規模特認校へ入学

【新潟県長岡市】 オ<特認校制度>

1 就学に関する諸条件

- ① 長岡市内に保護者とともに居住し、太田小学校・太田中学校の教育計画に沿った学校生活ができること。
- ② 1年以上通年通学すること。
- ③ おおむね片道1時間以内で通学できること。
- ④ 原則として路線バス利用により通学すること。なお、通学にかかる交通費については、保護者が負担する。
- ⑤ 太田小学校・太田中学校の教育活動及びPTA活動について賛同し、協力できること。
- ⑥ 「太田スモール&グレイトスクール」への就学を許可した後において、申請の事実と異なり、またはこの制度の趣旨に沿わない事由が生じ、支障があると認められるときは、就学許可を取り消すことがある。

2 事務の流れ（平成18年度入学予定の児童・生徒を対象とした事務手続）

9月7日 市立小中学校・国公立幼稚園・市立、私立保育所・学校説明会及び見学会

9月12日 太田小学校・中学校見学会

9月8日～12月22日 ・太田小中学校募集期間 ・市教育委員会 審査

10月26日～1月6日 ・市教育委員会 申込者に対する通知

12月20日までに ・各家庭

【愛媛県松山市】 オ<隣接区域選択制>

1 就学に関する諸条件

- 新入学者及びその兄姉（東雲小学校・立岩小学校のみ全学年児童可）
- 学校の教育方針に賛同し、学習活動が続けられる者
- 各学校の行事やPTA活動に保護者が協力し参加すること
- 保護者の責任のもと、徒歩または公共交通機関を利用して一人で登校できること
- 進学先の中学校は入学小学校の校区の中学校となることを了承すること
- 原則として、卒業まで在籍すること

2 事務の流れ

10月1日～ 市広報、市ホームページへ

10月15日～11月15日 対象校校長と児童・保護者が面談

11月15日～11月30日 申請受付（申請書と面談証明書が必要）市教委

12月15日 公開抽選会 市教委

12月下旬 「通学校変更許可書」発送 市教委

1月下旬 「就学通知書」発送